

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年2月27日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する
規則

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2の行政職給料表（1）の適用職員の表備考に次の1項を加える。

- 3 初任給規則第5条の2の適用を受ける者であって、第4条第3項ただし書によりその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとして同条第4項及び第5項の規定を適用することがその者に有利である場合には、前2項の規定にかかわらず、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和8年川崎市人事委員会規則第3号）附則第2項の適用を受ける者に対する改正後の川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則別表第2行政職給料表（1）の適用職員の表備考第3項の適用については、「初任給規則第5条の2の適用を受ける者」とあるのは「川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和8年川崎市人事委員会規則第3号）附則第2項の適用を受ける者」とする。